

原 強 プ 第 4 号  
平成27年8月12日

島根県知事 溝口善兵衛様

中国電力株式会社  
取締役副社長  
原子力強化プロジェクト長  
渡部伸夫

島根原子力発電所における保守管理の不備等に関する  
再発防止対策の進捗状況について（訂正）

平成27年6月17日付け「島根原子力発電所における保守管理の不備等に関する再発防止対策の進捗状況について（報告）」（原強プ第2号）によりご報告した資料の一部に、記載誤りがありましたので、訂正後の資料について添付のとおりご報告いたします。

1. 該当資料

根本原因に係る再発防止対策の進捗状況（平成27年3月31日現在）の内、以下の資料。

- ・アクションプラン進捗管理表（AP3（1）（2）：不適合管理プロセスの改善）

2. 訂正内容

平成27年3月に不適合判定検討会で審議した件数を「210件」から「211件」に訂正する。

これに伴い、平成26年度に不適合判定検討会で判定した件数を「1498件」から「1499件」に、平成26年度に不適合管理不要とした件数を「1063件」から「1064件」に訂正する。

添付資料

- ・アクションプラン進捗管理表（AP3（1）（2）：不適合管理プロセスの改善）  
（平成27年3月31日現在）
- ・アクションプラン進捗管理表（AP3（1）（2）：不適合管理プロセスの改善）  
訂正比較表（訂正前／訂正後）

以上

■■■ 点検不備問題に係る再発防止対策（不適合管理プロセスの改善）のスケジュール表 ■■■

実施箇所：品質保証部（品質保証）

アクションプラン進捗管理表（AP3(1)(2):不適合管理プロセスの改善） リーダー:品質保証部 課長(品質保証)

H27年3月31日現在

目的	不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に運用(適切な処置等が行われるなど)されるよう、不適合管理プロセスを改善する。	実施内容	(1) 不適合判定検討会の設置 ○ステップ1 不適合管理は、既存の懸案管理システムからの情報や工事中の不具合速報について、全てを「不適合判定検討会（現行の不適合管理検討会に変えて設置：仮称）」に持ち込み、品質保証センターを含む関係各課のメンバーにより処置（不適合管理の要否、不適合管理グレード等）を決定する仕組みに変更する。なお、不適合を担当者が迷うことなく適切に不適合判定検討会に持ち込むことが出来るように発電所の要員に対し、平成22年7月末目途に、不適合管理の必要性や基準について実務に即した教育を実施する。また、継続的に教育する仕組みを構築する。 より確実な業務管理を行うため、平成22年6月末目途に、発電所の品質保証センター内に不適合管理業務を専任で行う担当を設置する。 ○ステップ2 開発中の「統合型保全システム」を活用して、担当者が迷うことなくシステム登録する運用に変更する。（平成23年度運用変更予定） (2) 不適合情報の公開 全ての不適合情報をホームページにより公開する。
要求事項	発見された不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に処置できる不適合管理プロセスを改善する。 組織の要員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築する。 (検討会で不適合案件の審議を行うという仕組みは設けていたが、発電所員に「不適合」を敬遠する傾向があり、その検討会に持ち込まれない不具合情報を把握することができず、結果として問題が顕在化しにくい状況となっていた。)		

実施事項	スケジュール															備考			
	H22年度												H23年度		H24年度		H25年度	H26年度	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上期	下期	年度		年度	年度	
○不適合管理を専任で行う担当を設置			▼6/29																○不適合管理検討会運用強化 (H22.6.10-) 第6回~第13回(計7回):85件  ○※不適合管理教育について、継続的に教育するため、島根原子力発電所教育訓練手順に「不適合管理の教育項目」を追加した。(H22.6.1)  ○8/1 不適合判定検討会運用開始 > 8月:インプット 176件 > 9月:インプット 174件 > 10月:インプット 194件 > 11月:インプット 211件 > 12月:インプット 490件 > 1月:インプット 284件 > 2月:インプット 249件 > 3月:インプット 161件  ○9/1 EAM運用開始  ○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始  ○10/14 不適合管理に係る教育の実施  ○12/22 不適合判定基準ガイドラインに係る教育の実施  ○3/29~31 不適合判定基準ガイドラインに係る教育の実施
○CAP導入に向けたベンチマーク			▼7/14																
○不適合管理教育			不適合管理教育資料作成		7/末														
○不適合管理検討会運用強化			不適合管理検討会運用強化(6/10-)																
○不適合管理システム検討			不適合管理システム検討																
○不適合判定検討会の設置																			
○マニュアルの改正 (保安規定変更命令、判定基準(ガイドライン)の設定および有効性評価を踏まえて手順書に反映する。)																			
○EAMを活用した運用の検討																			
○システムの有効性評価																			
○システムの改善																			
○不適合情報の公開																			

備考) 有効性評価は、半期毎に実施する。(1回目:9月末, 2回目:3月末)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>○6月1日以降発生の不適合件名について、全て「不適合管理検討会」協議することとした。</p> <p>○6月10日以降、原則毎週水曜日に定期の「不適合管理検討会」を開催し、全ての「作業依頼票」「不適合処置および是正処置報告書」の確認を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ H22.6.10（第6回検討会：1件）</li> <li>➢ H22.6.16（第7回検討会：24件）</li> <li>➢ H22.6.23（第8回検討会：21件）</li> <li>➢ H22.6.30（第9回検討会：5件）</li> <li>➢ H22.7.7（第10回検討会：9件）</li> <li>➢ H22.7.12（第11回検討会：3件）</li> <li>➢ H22.7.21（第12回検討会：11件）</li> <li>➢ H22.7.28（第13回検討会：11件）</li> </ul> <p>○6月29日 品質保証センターに不適合管理担当を設置</p> <p>○ベンチマーキング実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7/14 高浜原子力発電所（関西電力）</li> <li>7/16 浜岡原子力発電所（中部電力）</li> </ul> <p>○不適合管理教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ H22.7/29, 7/30(6回教育を実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/30～8/2(発電課当直員への教育を実施)</li> <li>・受講対象者(360名)335名受講</li> <li>・未受講者(25名)へのフォロー実施(8/19完了)</li> </ul> </li> <li>➢ H23.11/2～11/7</li> <li>➢ H24.11/28, 11/29, 12/4, 12/5</li> <li>➢ H26.2/19, 2/21, 2/24, 2/28</li> <li>➢ H27.3/13, 3/16, 3/17, 3/20</li> </ul> <p>○不適合判定検討会メンバーへの教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ H22.10/14(社外専門家による専門教育) <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講対象者(17名)16名受講</li> <li>・未受講者(1名)へのフォロー実施</li> </ul> </li> <li>➢ H22.12/22(不適合判定に係る教育を実施)</li> <li>➢ H23.3/29～3/31(不適合判定に係る教育を実施)</li> <li>➢ H24.2/23～2/24(不適合判定に係る教育を実施)</li> <li>➢ H25.7/12, 7/17, 11/7(不適合判定に係る教育を実施)</li> <li>➢ H26.3/12, 12/10(不適合判定に係る教育を実施)</li> <li>➢ H27.3/24, 3/25, 3/31(不適合判定に係る教育を実施)</li> </ul> <p>○不適合判定検討会による審議</p> <p>8/1～原則毎日開催 (平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 8/1～8/31 不適合管理要と判定した件数 94件</li> <li>➢ 9/1～9/30 不適合管理要と判定した件数 107件</li> <li>➢ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 104件</li> <li>➢ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 124件</li> </ul>	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合判定検討会教育について、「理解できた。」または、「ほぼ理解できた」が90%以上であること</li> <li>・不適合管理の実施件数(前年度比により件数が増加していること)</li> <li>・「不適合判定検討会」に持ち込まれる事案について、今まであがっていないレベルの懸案が含まれていること。</li> <li>・発電所内で取り扱う不適合情報が、「不適合判定検討会」の結果を踏まえた管理グレードで処理されていること。</li> <li>・「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象に不適合と判断すべき事象が含まれていないこと</li> </ul> <p>(検証結果)</p> <p>12月31日までの活動に対する結果</p> <p>&lt;不適合管理に係る教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7月末からの不適合管理教育の実施結果から「理解できた。」または、「ほぼ理解できた」が全体の96%以上を占め、本教育に対して高い理解度が得られた。</li> <li>・10月14日不適合判定検討会メンバーへの教育に実施結果から「理解できた」「ほぼ理解できた」が全体の100%を占め、本教育に対して高い理解度が得られた。</li> </ul> <p>○平成22年12月22日 不適合判定基準（ガイドライン）制定後の不適合判定検討会委員への教育および不適合事例に係る判定確認を実施した結果、全員が90%以上の正解率であり、今回の教育によって、不適合判定検討会メンバーに対し不適合判定の理解が得られた。</p> <p>&lt;不適合判定検討会の運用状況&gt; (平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:176件、不適合管理要と判定した件数:94件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</li> <li>・9月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:174件、不適合管理要と判定した件数:107件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</li> <li>・10月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:194件、不適合管理要と判定した件数:104件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</li> <li>・11月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:211件、不適合管理要と判定した件数:124件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</li> <li>・12月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:490件、不適合管理要と判定した件数:184件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</li> <li>・1月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:284件、不適合管理要と判定した件数:83件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</li> <li>・2月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:249件、</li> </ul>	<p>(有効性評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合管理の実施件数(前年度比により件数)が増加していること、「不適合判定検討会」に持ち込まれる事案について、今まであがっていないレベルの懸案が含まれていること。</li> <li>・「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。</li> </ul> <p>上記で、目標が達成されていることを確認する。</p> <p>&lt;平成22年9月30日&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合管理の実施件数については、8月・9月合計で201件(前年度合計122件)であった。</li> <li>前年度と比較すると約10件/月から約105件/月に増加しており、今まであがってない案件も含まれていると判断した。よって、不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。</li> <li>・10月27日8/26～9/30までに不適合管理不要として判定した案件(40件)についてセルフチェックを実施し、うち1件について不適合管理を行うことで再判定した。再判定の結果、不適合管理を行う案件を確認したが、1件であり、対策は有効に機能していると評価する。</li> </ul> <p>&lt;平成22年12月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合管理の実施件数については、8月から11月合計で755件(前年度合計122件)であった。今まであがってない案件として、不適合管理不要として判定されたものは180件あり、不適合管理未満の情報の吸い上げもされていることから不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。</li> <li>・12月17日10/1～11/30までに不適合管理不要として判定した案件(99件)についてセルフチェックを実施した結果、不適合管理を行うことで再判定した案件はなかったことから対策は有効に機能していると評価する。</li> </ul> <p>&lt;平成23年3月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の継続、不適合管理専任担当の設置、ホームページへの公開については定例業務として定着しており有効に機能していると評価する。</li> <li>今後日常業務として取り組んでいく。</li> <li>なお、9月1日から統合型保全システムを活用しており、不適合管理の運用実績から、改善項目を抽出しシステム担当へ改善の依頼を提出した。</li> <li>・不適合判定検討会のインプット件数については、8月から3月合計で1,939件(前年度合計122件)であった。不適合管理不要として判定されたものは796件あり、不適合管理未満の情報の吸い上げもされていることから</li> </ul>	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）																																																																																																														
<p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 184 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 83 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 84 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 65 件</p> <p>（平成 23 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 53 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 43 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 43 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 23 件</p> <p>➤ 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 28 件</p> <p>➤ 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 53 件</p> <p>➤ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 46 件</p> <p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 44 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 29 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/29 不適合管理要と判定した件数 65 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 98 件</p> <p>（平成 24 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 62 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 41 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 37 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 39 件</p> <p>➤ 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 23 件</p> <p>➤ 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 25 件</p> <p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 29 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 40 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 21 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 48 件</p> <p>（平成 25 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 20 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 19 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 15 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 27 件</p> <p>➤ 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 35 件</p> <p>➤ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 32 件</p> <p>➤ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 24 件</p> <p>➤ 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 19 件</p> <p>➤ 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 32 件</p> <p>（平成 26 年度）</p> <p>➤ 4/1～ 4/30 不適合管理要と判定した件数 38 件</p> <p>➤ 5/1～ 5/31 不適合管理要と判定した件数 18 件</p> <p>➤ 6/1～ 6/30 不適合管理要と判定した件数 28 件</p> <p>➤ 7/1～ 7/31 不適合管理要と判定した件数 33 件</p>	<p>不適合管理要と判定した件数:84 件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</p> <p>・3 月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:161 件、不適合管理要と判定した件数:65 件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</p> <table border="1" data-bbox="819 443 1546 667"> <thead> <tr> <th></th> <th>8 月</th> <th>9 月</th> <th>10 月</th> <th>11 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>176 件</td> <td>174 件</td> <td>194 件</td> <td>211 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>490 件</td> <td>284 件</td> <td>249 件</td> <td>161 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成 23 年度）</p> <table border="1" data-bbox="819 751 1546 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>141 件</td> <td>89 件</td> <td>101 件</td> <td>72 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 月</td> <td>9 月</td> <td>10 月</td> <td>11 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>58 件</td> <td>93 件</td> <td>114 件</td> <td>119 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>165 件</td> <td>90 件</td> <td>206 件</td> <td>435 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成 24 年度）</p> <table border="1" data-bbox="819 1060 1546 1285"> <thead> <tr> <th></th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>224 件</td> <td>159 件</td> <td>114 件</td> <td>120 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 月</td> <td>9 月</td> <td>10 月</td> <td>11 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>60 件</td> <td>103 件</td> <td>128 件</td> <td>580 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>220 件</td> <td>485 件</td> <td>50 件</td> <td>148 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：判定保留中の案件は含まない</p> <p>（平成 25 年度）</p> <table border="1" data-bbox="819 1369 1546 1593"> <thead> <tr> <th></th> <th>4 月</th> <th>5 月</th> <th>6 月</th> <th>7 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>229 件</td> <td>39 件</td> <td>32 件</td> <td>268 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 月</td> <td>9 月</td> <td>10 月</td> <td>11 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>131 件</td> <td>200 件</td> <td>152 件</td> <td>199 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>102 件</td> <td>175 件</td> <td>121 件</td> <td>99 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：判定保留中の案件は含まない</p>		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数	176 件	174 件	194 件	211 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数	490 件	284 件	249 件	161 件		4 月	5 月	6 月	7 月	不適合判定検討会で審議した件数	141 件	89 件	101 件	72 件		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数	58 件	93 件	114 件	119 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数	165 件	90 件	206 件	435 件		4 月	5 月	6 月	7 月	不適合判定検討会で審議した件数*	224 件	159 件	114 件	120 件		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数*	60 件	103 件	128 件	580 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数*	220 件	485 件	50 件	148 件		4 月	5 月	6 月	7 月	不適合判定検討会で審議した件数*	229 件	39 件	32 件	268 件		8 月	9 月	10 月	11 月	不適合判定検討会で審議した件数*	131 件	200 件	152 件	199 件		12 月	1 月	2 月	3 月	不適合判定検討会で審議した件数*	102 件	175 件	121 件	99 件	<p>不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。</p> <p>・3 月 11 日 12/1～2/28 までに不適合管理不要として判定した案件 (540 件) についてセルフチェックを実施した結果、不適合管理を行うことで再判定した案件はなかったことから対策は有効に機能していると評価する。 （実施部門内部監査の評価）</p> <p>・3/14 に実施した実施部門内部監査の結果に基づき、本アクションプランの要求事項のとおり、発見された不適合事象が適切に組織内で共有され、不適合管理が適切に処理できる不適合管理プロセスに改善していること、また組織の要員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築し、確実に実施していることから、保守管理の不備に関する再発防止対策について有効であると評価する。</p> <p>（次年度の取組み）</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」については、有効性評価の結果から不適合情報未満の事案が吸い上げられていること、不適合と判断すべき事案が適切に判定されていることから当初の目的は達成しており、次年度以降も引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」に基づき対策の定着化に取り組んでいく。</p> <p>〈平成 23 年 9 月〉</p> <p>・不適合判定検討会へインプットした件数は 4 月から 9 月末で 554 件、不適合管理不要としたものが 311 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>・統合型保全システムについては 9 月に改善され、使い勝手が向上し、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>・ホームページ公開については、2 回/月としており、4 月から 9 月末までに不適合となった事案を 100% (243 件/243 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>〈平成 24 年 3 月〉</p> <p>・不適合判定検討会へインプットした件数は平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月末で 1,683 件、不適合管理不要としたものが 899 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 23 年 4 月から平成 24 年 2 月末までに不適合となった事案を 100% (465 件/465 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>（次年度の取組み）</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」については、有効性評価の結果、不適合管理未満の情報も吸い上げられていることから目的は達成している。 次年度以降も引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」</p>	
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	176 件	174 件	194 件	211 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	490 件	284 件	249 件	161 件																																																																																																													
	4 月	5 月	6 月	7 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	141 件	89 件	101 件	72 件																																																																																																													
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	58 件	93 件	114 件	119 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数	165 件	90 件	206 件	435 件																																																																																																													
	4 月	5 月	6 月	7 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	224 件	159 件	114 件	120 件																																																																																																													
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	60 件	103 件	128 件	580 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	220 件	485 件	50 件	148 件																																																																																																													
	4 月	5 月	6 月	7 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	229 件	39 件	32 件	268 件																																																																																																													
	8 月	9 月	10 月	11 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	131 件	200 件	152 件	199 件																																																																																																													
	12 月	1 月	2 月	3 月																																																																																																													
不適合判定検討会で審議した件数*	102 件	175 件	121 件	99 件																																																																																																													

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）																														
<p>           &gt; 8/1～ 8/31 不適合管理要と判定した件数 29件            &gt; 9/1～ 9/30 不適合管理要と判定した件数 25件            &gt; 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 39件            &gt; 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 32件            &gt; 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 18件            &gt; 1/1～ 1/31 不適合管理要と判定した件数 30件            &gt; 2/1～ 2/28 不適合管理要と判定した件数 30件            &gt; 3/1～ 3/31 不適合管理要と判定した件数 31件         </p> <p>○手順書の改正</p> <p>8/4 保安規定変更命令に係る手順書の改正（部長制）について、立案承認</p> <p>8/27 不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い並びに、議事録様式を見直しに係る手順書の改正について、立案承認</p> <p>8/31 EAM 運開に伴う改正について、立案承認</p> <p>11/29 判定基準（ガイドライン）の設定</p> <p>○9/1 EAM 運用開始</p> <p>○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始（平成22年度）</p> <p>           &gt; 9/7: 8/1～ 8/15 審議分            &gt; 9/21: 8/16～ 8/31 審議分            &gt; 10/7: 9/1～ 9/15 審議分            &gt; 10/20: 9/16～ 9/30 審議分            &gt; 11/8: 10/1～10/15 審議分            &gt; 11/22: 10/16～10/31 審議分            &gt; 12/7: 11/1～11/15 審議分            &gt; 12/20: 11/16～11/31 審議分            &gt; 1/11: 12/1～12/15 審議分            &gt; 1/20: 12/16～12/31 審議分            &gt; 2/7: 1/1～ 1/15 審議分            &gt; 2/21: 1/16～ 1/31 審議分            &gt; 3/7: 2/1～ 2/15 審議分            &gt; 3/22: 2/16～ 2/28 審議分         </p> <p>（平成23年度）</p> <p>           &gt; 4/7: 3/1～ 3/15 審議分            &gt; 4/20: 3/16～ 3/31 審議分            &gt; 5/11: 4/1～ 4/15 審議分            &gt; 5/20: 4/16～ 4/30 審議分            &gt; 6/7: 5/1～ 5/15 審議分            &gt; 6/20: 5/16～ 5/31 審議分            &gt; 7/7: 6/1～ 6/15 審議分            &gt; 7/20: 6/16～ 6/30 審議分            &gt; 8/8: 7/1～ 7/15 審議分            &gt; 8/22: 7/16～ 7/31 審議分            &gt; 9/7: 8/1～ 8/15 審議分         </p>	<p>（平成26年度）</p> <table border="1" data-bbox="813 304 1537 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>195件</td> <td>83件</td> <td>131件</td> <td>128件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>77件</td> <td>121件</td> <td>110件</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>111件</td> <td>139件</td> <td>113件</td> <td>211件</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：判定保留中の案件は含まない</p> <p>&lt;不適合判定検討会の審議状況&gt;</p> <p>不適合判定検討会において、電気事業者間の確認事項の整理結果（定事検内容の整理結果）を、第16回定期検査から適用することを保安運営委員会で確認しているにも関わらず、「新品取替した定事検（分解検査）対象弁について定事検を計画しなかったこと」については、電気事業者間の確認事項がQMSに反映されていなかったことから、従来の運用自体は不適合ではないと判断したことに関して、判定が適切でなかったため、以下の対策を行う。</p> <p>①不適合判定検討会としての質の向上を目指して、有効性評価を適宜実施し、不適合判定に係る評価・分析を実施し、その結果を反映する。</p> <p>②不適合判定検討会の質の向上を図るため、不適合判定に係る判定基準（ガイドライン）を設定し、手順書に反映する。</p> <p>③不適合判定に迷った事象については、当面の間、不適合と判定する。</p> <p>④不適合判定検討会委員に対しては、新たに設定する判定基準（ガイドライン）の教育を徹底するとともに品質保証専門家を招聘して、不適合管理に特化した教育を実施する。</p> <p>⑤不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い（いつまで、誰が、何をするか明確にすること）並びに、その取扱いについて議事録様式を見直し残すことを手順書に反映する。（H22.9.1施行）</p> <p>⑥「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。</p> <p>・H22.10.27 不適合管理「要」で再判定：1件      ・H22.12.17 不適合管理「要」で再判定：なし      ・H23.3.11 不適合管理「要」で再判定：なし</p> <p>[内部監査部門の評価]</p> <p>（評価観点）</p> <p>不適合判定検討会への持込時期を明確にし、不適合管理を速やかに行っているか。</p> <p>（評価結果）</p> <p>不適合管理を行う担当について、副長1名、担当者2名の計3名構</p>		4月	5月	6月	7月	不適合判定検討会で審議した件数*	195件	83件	131件	128件		8月	9月	10月	11月	不適合判定検討会で審議した件数*	77件	121件	110件	80件		12月	1月	2月	3月	不適合判定検討会で審議した件数*	111件	139件	113件	211件	<p>に基づき、対策の定着化に取り組むとともに、定期的に（半期毎）運用状況を評価していく。</p> <p>&lt;平成24年9月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適合判定検討会で判定した件数は4月から9月末で780件、不適合管理不要としたものが526件あり、担当者が迷うような不適合管理未済の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。</li> <li>ホームページ公開については、2回/月としており、4月から8月において、不適合と判定した事案を100%（202件/202件）公開しており、取り組みは有効であると評価した。</li> </ul> <p>&lt;平成25年3月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適合判定検討会で判定した件数は平成24年4月から平成25年3月末で2391件、不適合管理不要としたものが1619件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。</li> <li>ホームページ公開については、2回/月としており、平成24年4月から平成25年2月末までに不適合となった事案について、100%（365件/365件）公開しており、定着化が図られていると評価した。</li> </ul> <p>（次年度の取組み）</p> <p>「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着している。平成25年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。</p> <p>&lt;平成25年9月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適合判定検討会で判定した件数は平成25年4月から平成25年9月末で899件、不適合管理不要としたものが657件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。</li> <li>ホームページ公開については、2回/月としており、平成25年4月から平成25年8月末までに不適合となった事案について、100%（119件/119件）公開しており、定着化が図られていると評価した。</li> </ul> <p>&lt;平成26年3月&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不適合判定検討会で判定した件数は平成25年4月から平成26年3月末で1747件、不適合管理不要としたものが1262件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施し</li> </ul>	
	4月	5月	6月	7月																													
不適合判定検討会で審議した件数*	195件	83件	131件	128件																													
	8月	9月	10月	11月																													
不適合判定検討会で審議した件数*	77件	121件	110件	80件																													
	12月	1月	2月	3月																													
不適合判定検討会で審議した件数*	111件	139件	113件	211件																													

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>           &gt; 9/20: 8/16～ 8/31 審議分            &gt; 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分            &gt; 10/20: 9/16～ 9/30 審議分            &gt; 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分            &gt; 11/21: 10/16～10/31 審議分            &gt; 12/ 7: 11/ 1～11/15 審議分            &gt; 12/20: 11/16～11/30 審議分            &gt; 1/12: 12/ 1～12/15 審議分            &gt; 1/20: 12/16～12/31 審議分            &gt; 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分            &gt; 2/20: 1/16～ 1/31 審議分            &gt; 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分            &gt; 3/21: 2/16～ 2/29 審議分            (平成 24 年度)            &gt; 4/ 9: 3/ 1～ 3/15 審議分            &gt; 4/20: 3/16～ 3/31 審議分            &gt; 5/11: 4/ 1～ 4/15 審議分            &gt; 5/21: 4/16～ 4/30 審議分            &gt; 6/ 7: 5/ 1～ 5/15 審議分            &gt; 6/20: 5/16～ 5/31 審議分            &gt; 7/ 9: 6/ 1～ 6/15 審議分            &gt; 7/20: 6/16～ 6/30 審議分            &gt; 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分            &gt; 8/20: 7/16～ 7/31 審議分            &gt; 9/ 7: 8/ 1～ 8/15 審議分            &gt; 9/20: 8/16～ 8/31 審議分            &gt; 10/ 9: 9/ 1～ 9/15 審議分            &gt; 10/22: 9/16～ 9/30 審議分            &gt; 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分            &gt; 11/20: 10/16～10/31 審議分            &gt; 12/ 7: 11/ 1～11/15 審議分            &gt; 12/20: 11/16～11/30 審議分            &gt; 1/10: 12/ 1～12/15 審議分            &gt; 1/21: 12/16～12/31 審議分            &gt; 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分            &gt; 2/20: 1/16～ 1/31 審議分            &gt; 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分            &gt; 3/21: 2/16～ 2/28 審議分            (平成 25 年度)            &gt; 4/ 8: 3/ 1～ 3/15 審議分            &gt; 4/22: 3/16～ 3/31 審議分            &gt; 5/10: 4/ 1～ 4/15 審議分            &gt; 5/20: 4/16～ 4/30 審議分            &gt; 6/ 7: 5/ 1～ 5/15 審議分            &gt; 6/20: 5/16～ 5/31 審議分            &gt; 7/ 8: 6/ 1～ 6/15 審議分            &gt; 7/22: 6/16～ 6/30 審議分            &gt; 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分         </p>	<p>           成で、6月29日に設置し、不適合管理関係業務を担当していることを確認した。また、不適合検討会の運用強化により、懸案システムからの情報等も不適合判定の対象（毎週1回開催1回当たり平均10件を対象として不適合判定を実施）としており、従来より幅広く不具合情報を収集していると評価する。（7月21日現在）         </p> <p>           原則毎日不適合判定検討会を開催し、検討対象も点検速報、所員からの情報等幅広く対応することを手順書に規定し、検討会で判定「保留」とした場合はその後の役割分担を明確にしており、軽微な情報を含めて迅速に不適合管理が実施できると評価する。不適合件数も2カ月で200件以上（昨年は年間200件程度）と増加しており、また、検討会（10月28日考査同席）では、設備のみでなく人的要因についても多角的に議論を行っており、有効に機能していると評価する。（10月30日現在）         </p> <p>           「不適合管理プロセスの改善」への取組みについては、今回を含めたこれまでの監査において、「不適合判定検討会」を設置し、発見された不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に処置できるよう不適合管理プロセスを改善していることおよび発電所員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築していることを確認した。また不適合情報の公開については当社HPにより適切に公開していることを確認し、本APの目的を達成していることを確認した。         </p> <p>           次年度以降は、QMS文書である「不適合管理・是正処置手順書」に基づき対策の定着化へ取り組むことに問題はないと評価した。（4月15日現在）         </p> <p>           (評価観点) &lt;平成 23 年度&gt;            有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。            (評価結果) &lt;平成 23 年度&gt;            本APの取組みについて、不適合管理不要とされる情報も含めた多くの情報が不適合判定検討会にインプットされており、担当者が迷うような不適合管理未済の情報の吸い上げができていないこと、不適合判定検討会の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案を100%ホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。         </p> <p>           次年度以降も、引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」に従って対策の定着化に取り組み、定期的に運用状況の評価することに問題ないと評価した。（平成 24 年 4 月 17 日現在）         </p> <p>           (評価観点) &lt;平成 24 年度&gt;            有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。            (評価結果) &lt;平成 24 年度&gt;            本APの取組みについて、不適合管理不要とされる情報も含めた多くの情報が不適合判定検討会にインプットされており、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられていること、不適合判定検討会         </p>	<p>           ていると評価した。         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ公開については、2回/月としており、平成25年4月から平成26年2月末までに不適合となった事案について、100%（291件/291件）公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>※：H26.5月上旬、1件の未公開を確認したため、不適合管理を行ない平成26年5月13日に公開</li> </ul> </li> </ul> <p>           (次年度の取組み)            「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着した業務を確実に実施している。平成26年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。         </p> <p>           &lt;平成 26 年 9 月&gt;         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合判定検討会で判定した件数は平成26年4月から平成26年9月末で735件、不適合管理不要としたものが564件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施していると評価した。</li> <li>・ホームページ公開については、2回/月としており、平成26年4月から平成26年8月末までに不適合となった事案について、100%（146件/146件）公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。</li> </ul>	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>           ➤ 8/20: 7/16～ 7/31 審議分            ➤ 9/ 9: 8/ 1～ 8/15 審議分            ➤ 9/20: 8/16～ 8/31 審議分            ➤ 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分            ➤ 10/21: 9/16～ 9/30 審議分            ➤ 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分            ➤ 11/20: 10/16～10/31 審議分            ➤ 12/ 9: 11/ 1～11/15 審議分            ➤ 12/20: 11/16～11/30 審議分            ➤ 1/10: 12/ 1～12/15 審議分            ➤ 1/20: 12/16～12/31 審議分            ➤ 2/ 7: 1/ 1～ 1/15 審議分            ➤ 2/20: 1/16～ 1/31 審議分            ➤ 3/ 7: 2/ 1～ 2/15 審議分            ➤ 3/20: 2/16～ 2/28 審議分            (平成 26 年度)            ➤ 4/ 7: 3/ 1～ 3/15 審議分            ➤ 4/21: 3/16～ 3/31 審議分            ➤ 5/12: 4/ 1～ 4/15 審議分            ➤ 5/13: H25 年度 1/1～1/15 審議分(1 件追加)            ➤ 5/20: 4/16～ 4/30 審議分            ➤ 6/ 9: 5/ 1～ 5/15 審議分            ➤ 6/20: 5/16～ 5/31 審議分            ➤ 7/ 7: 6/ 1～ 6/15 審議分            ➤ 7/22: 6/16～ 6/30 審議分            ➤ 8/ 7: 7/ 1～ 7/15 審議分            ➤ 8/20: 7/16～ 7/31 審議分            ➤ 9/ 8: 8/ 1～ 8/15 審議分            ➤ 9/22: 8/16～ 8/31 審議分            ➤ 10/ 7: 9/ 1～ 9/15 審議分            ➤ 10/20: 9/16～ 9/30 審議分            ➤ 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分            ➤ 11/20: 10/16～10/31 審議分            ➤ 12/ 8: 11/ 1～11/15 審議分            ➤ 12/22: 11/16～11/30 審議分            ➤ 1/ 9: 12/ 1～12/15 審議分            ➤ 1/20: 12/16～12/30 審議分            ➤ 2/ 9: 1/ 1～ 1/15 審議分            ➤ 2/20: 1/16～ 1/31 審議分            ➤ 3/ 9: 2/ 1～ 2/15 審議分            ➤ 3/20: 2/16～ 2/28 審議分         </p>	<p>           の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案をすべてホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。            次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。            (平成 25 年 4 月 18 日現在)         </p> <p>           (評価観点) &lt;平成 25 年度&gt;            有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。            (評価結果) &lt;平成 25 年度&gt;            本APの取組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。            次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことで問題ないと評価した。            (平成 26 年 4 月 17 日現在)         </p> <p>           (評価観点) &lt;平成 26 年度&gt;            有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。            (評価結果) &lt;平成 26 年度&gt;            本APの取組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。            次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことで問題ないと評価した。            (平成 27 年 4 月 17 日現在)         </p>	<p>           (平成 27 年 3 月)            ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月末で 1499 件、不適合管理不要としたものが 1064 件あり、定常的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施していると評価した。            ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 26 年 4 月から平成 27 年 2 月末までに不適合となった事案について、100% (320 件/320 件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。         </p> <p>           (次年度の取組み)            「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着した業務を確実に実施している。平成 27 年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。         </p>	

「アクションプラン進捗管理表 (AP3 (1)(2):不適合管理プロセスの改善)」訂正比較表  
(訂正前/訂正後)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (有効性評価、次年度への取組み)	備考 (懸念事項他)																								
<p>4 ページ</p> <p>アクションプラン進捗管理表 (AP3 (1)(2):不適合管理プロセスの改善) (訂正前)</p> <p>8/1~8/31 不適合管理要と判定した件数 29件                      9/1~9/30 不適合管理要と判定した件数 25件                      10/1~10/31 不適合管理要と判定した件数 39件                      11/1~11/30 不適合管理要と判定した件数 32件                      12/1~12/31 不適合管理要と判定した件数 18件                      1/1~1/31 不適合管理要と判定した件数 30件                      2/1~2/28 不適合管理要と判定した件数 30件                      3/1~3/31 不適合管理要と判定した件数 31件</p> <p>○手順書の改正                      8/4 保安規定変更命令に係る手順書の改正 (部長制) について、立案承認                      8/27 不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い並びに、議事録様式を見直しに係る手順書の改正について、立案承認                      8/31 EAM 運用に伴う改正について、立案承認                      11/29 判定基準 (ガイドライン) の設定</p> <p>○9/1 EAM 運用開始</p> <p>○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始 (平成22年度)                      9/7: 8/1~8/15 審議分                      9/21: 8/16~8/31 審議分                      10/7: 9/1~9/15 審議分                      10/20: 9/16~9/30 審議分                      11/8: 10/1~10/15 審議分                      11/22: 10/16~10/31 審議分                      12/7: 11/1~11/15 審議分                      12/20: 11/16~11/31 審議分                      1/11: 12/1~12/15 審議分                      1/20: 12/16~12/31 審議分                      2/7: 1/1~1/15 審議分                      2/21: 1/16~1/31 審議分                      3/7: 2/1~2/15 審議分                      3/22: 2/16~2/28 審議分</p> <p>(平成23年度)                      4/7: 3/1~3/15 審議分                      4/20: 3/16~3/31 審議分                      5/11: 4/1~4/15 審議分                      5/20: 4/16~4/30 審議分                      6/7: 5/1~5/15 審議分                      6/20: 5/16~5/31 審議分                      7/7: 6/1~6/15 審議分                      7/20: 6/16~6/30 審議分                      8/8: 7/1~7/15 審議分                      8/22: 7/16~7/31 審議分                      9/7: 8/1~8/15 審議分</p>	<p>(平成26年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>195件</td> <td>83件</td> <td>131件</td> <td>128件</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>77件</td> <td>121件</td> <td>110件</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>111件</td> <td>139件</td> <td>113件</td> <td>210件</td> </tr> </table> <p>不適合判定検討会で審議した件数*</p> <p>*: 判定保留中の案件は含まない</p> <p>&lt;不適合判定検討会の審議状況&gt;                      不適合判定検討会において、電気事業者間の確認事項の整理結果 (定事検内容の整理結果) を、第16回定期検査から適用することを保安運営委員会で確認しているにも関わらず、「新品取替した定事検 (分解検査) 対象件について定事検を計画しなかったこと」については、電気事業者間の確認事項がQMSに反映されていなかったことから、従来の運用自体は不適合ではないと判断したことに関して、判定が適切でなかったため、以下の対策を行う。</p> <p>①不適合判定検討会としての質の向上を目指して、有効性評価を適宜実施し、不適合判定に係る評価・分析を実施し、その結果を反映する。                      ②不適合判定検討会の質の向上を図るため、不適合判定に係る判定基準 (ガイドライン) を設定し、手順書に反映する。                      ③不適合判定に迷った事象については、当面の間、不適合と判定する。                      ④不適合判定検討会委員に対しては、新たに設定する判定基準 (ガイドライン) の教育を徹底するとともに品質保証専門家を招聘して、不適合管理に特化した教育を実施する。                      ⑤不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い (いつまで、誰が、何をするか明確にすること) 並びに、その取扱いについて議事録様式を見直し残すことを手順書に反映する。(H22.9.1施行)                      ⑥「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。                      ・H22.10.27 不適合管理「要」で再判定: 1件                      ・H22.12.17 不適合管理「要」で再判定: なし                      ・H23.3.11 不適合管理「要」で再判定: なし</p> <p>[内部監査部門の評価]                      (評価観点)                      不適合判定検討会への持込時期を明確にし、不適合管理を速やかにやっているか。                      (評価結果)                      不適合管理を行う担当について、副長1名、担当者2名の計3名構</p>	4月	5月	6月	7月	195件	83件	131件	128件	8月	9月	10月	11月	77件	121件	110件	80件	12月	1月	2月	3月	111件	139件	113件	210件	<p>に基づき、対策の定着化に取り組むとともに、定期的に (半期毎) 運用状況を評価していく。</p> <p>(平成24年9月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は4月から9月末で780件、不適合管理不要としたものが526件あり、担当者が迷うような不適合管理未済の情報吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。                      ・ホームページ公開については、2回/月としており、4月から8月において、不適合と判定した事案を100% (202件/202件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>(平成25年3月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は平成24年4月から平成25年3月末で2391件、不適合管理不要としたものが1619件あり、定常的に多くの不適合未済の情報吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。                      ・ホームページ公開については、2回/月としており、平成24年4月から平成25年2月末までに不適合となった事案について、100% (365件/365件) 公開しており、定着化が図られていると評価した。</p> <p>(次年度の取組み)                      「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着している。平成25年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。</p> <p>(平成25年9月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は平成25年4月から平成25年9月末で899件、不適合管理不要としたものが657件あり、定常的に多くの不適合未済の情報吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。                      ・ホームページ公開については、2回/月としており、平成25年4月から平成25年8月末までに不適合となった事案について、100% (119件/119件) 公開しており、定着化が図られていると評価した。</p> <p>(平成26年3月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は平成25年4月から平成26年3月末で1747件、不適合管理不要としたものが1262件あり、定常的に多くの不適合未済の情報吸い上げられており、定着した業務を確実に実施し</p>	
4月	5月	6月	7月																								
195件	83件	131件	128件																								
8月	9月	10月	11月																								
77件	121件	110件	80件																								
12月	1月	2月	3月																								
111件	139件	113件	210件																								
<p>4 ページ</p> <p>アクションプラン進捗管理表 (AP3 (1)(2):不適合管理プロセスの改善) (訂正後)</p> <p>8/1~8/31 不適合管理要と判定した件数 29件                      9/1~9/30 不適合管理要と判定した件数 25件                      10/1~10/31 不適合管理要と判定した件数 39件                      11/1~11/30 不適合管理要と判定した件数 32件                      12/1~12/31 不適合管理要と判定した件数 18件                      1/1~1/31 不適合管理要と判定した件数 30件                      2/1~2/28 不適合管理要と判定した件数 30件                      3/1~3/31 不適合管理要と判定した件数 31件</p> <p>○手順書の改正                      8/4 保安規定変更命令に係る手順書の改正 (部長制) について、立案承認                      8/27 不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い並びに、議事録様式を見直しに係る手順書の改正について、立案承認                      8/31 EAM 運用に伴う改正について、立案承認                      11/29 判定基準 (ガイドライン) の設定</p> <p>○9/1 EAM 運用開始</p> <p>○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始 (平成22年度)                      9/7: 8/1~8/15 審議分                      9/21: 8/16~8/31 審議分                      10/7: 9/1~9/15 審議分                      10/20: 9/16~9/30 審議分                      11/8: 10/1~10/15 審議分                      11/22: 10/16~10/31 審議分                      12/7: 11/1~11/15 審議分                      12/20: 11/16~11/31 審議分                      1/11: 12/1~12/15 審議分                      1/20: 12/16~12/31 審議分                      2/7: 1/1~1/15 審議分                      2/21: 1/16~1/31 審議分                      3/7: 2/1~2/15 審議分                      3/22: 2/16~2/28 審議分</p> <p>(平成23年度)                      4/7: 3/1~3/15 審議分                      4/20: 3/16~3/31 審議分                      5/11: 4/1~4/15 審議分                      5/20: 4/16~4/30 審議分                      6/7: 5/1~5/15 審議分                      6/20: 5/16~5/31 審議分                      7/7: 6/1~6/15 審議分                      7/20: 6/16~6/30 審議分                      8/8: 7/1~7/15 審議分                      8/22: 7/16~7/31 審議分                      9/7: 8/1~8/15 審議分</p>	<p>(平成26年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>195件</td> <td>83件</td> <td>131件</td> <td>128件</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>77件</td> <td>121件</td> <td>110件</td> <td>80件</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>111件</td> <td>139件</td> <td>113件</td> <td>211件</td> </tr> </table> <p>不適合判定検討会で審議した件数*</p> <p>*: 判定保留中の案件は含まない</p> <p>&lt;不適合判定検討会の審議状況&gt;                      不適合判定検討会において、電気事業者間の確認事項の整理結果 (定事検内容の整理結果) を、第16回定期検査から適用することを保安運営委員会で確認しているにも関わらず、「新品取替した定事検 (分解検査) 対象件について定事検を計画しなかったこと」については、電気事業者間の確認事項がQMSに反映されていなかったことから、従来の運用自体は不適合ではないと判断したことに関して、判定が適切でなかったため、以下の対策を行う。</p> <p>①不適合判定検討会としての質の向上を目指して、有効性評価を適宜実施し、不適合判定に係る評価・分析を実施し、その結果を反映する。                      ②不適合判定検討会の質の向上を図るため、不適合判定に係る判定基準 (ガイドライン) を設定し、手順書に反映する。                      ③不適合判定に迷った事象については、当面の間、不適合と判定する。                      ④不適合判定検討会委員に対しては、新たに設定する判定基準 (ガイドライン) の教育を徹底するとともに品質保証専門家を招聘して、不適合管理に特化した教育を実施する。                      ⑤不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い (いつまで、誰が、何をするか明確にすること) 並びに、その取扱いについて議事録様式を見直し残すことを手順書に反映する。(H22.9.1施行)                      ⑥「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。                      ・H22.10.27 不適合管理「要」で再判定: 1件                      ・H22.12.17 不適合管理「要」で再判定: なし                      ・H23.3.11 不適合管理「要」で再判定: なし</p> <p>[内部監査部門の評価]                      (評価観点)                      不適合判定検討会への持込時期を明確にし、不適合管理を速やかにやっているか。                      (評価結果)                      不適合管理を行う担当について、副長1名、担当者2名の計3名構</p>	4月	5月	6月	7月	195件	83件	131件	128件	8月	9月	10月	11月	77件	121件	110件	80件	12月	1月	2月	3月	111件	139件	113件	211件	<p>に基づき、対策の定着化に取り組むとともに、定期的に (半期毎) 運用状況を評価していく。</p> <p>(平成24年9月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は4月から9月末で780件、不適合管理不要としたものが526件あり、担当者が迷うような不適合管理未済の情報吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。                      ・ホームページ公開については、2回/月としており、4月から8月において、不適合と判定した事案を100% (202件/202件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。</p> <p>(平成25年3月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は平成24年4月から平成25年3月末で2391件、不適合管理不要としたものが1619件あり、定常的に多くの不適合未済の情報吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。                      ・ホームページ公開については、2回/月としており、平成24年4月から平成25年2月末までに不適合となった事案について、100% (365件/365件) 公開しており、定着化が図られていると評価した。</p> <p>(次年度の取組み)                      「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着している。平成25年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。</p> <p>(平成25年9月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は平成25年4月から平成25年9月末で899件、不適合管理不要としたものが657件あり、定常的に多くの不適合未済の情報吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。                      ・ホームページ公開については、2回/月としており、平成25年4月から平成25年8月末までに不適合となった事案について、100% (119件/119件) 公開しており、定着化が図られていると評価した。</p> <p>(平成26年3月)                      ・不適合判定検討会で判定した件数は平成25年4月から平成26年3月末で1747件、不適合管理不要としたものが1262件あり、定常的に多くの不適合未済の情報吸い上げられており、定着した業務を確実に実施し</p>	
4月	5月	6月	7月																								
195件	83件	131件	128件																								
8月	9月	10月	11月																								
77件	121件	110件	80件																								
12月	1月	2月	3月																								
111件	139件	113件	211件																								
<p>訂正理由</p> <p>・誤記訂正</p>																											



「アクションプラン進捗管理表 (AP3 (1)(2):不適合管理プロセスの改善)」訂正比較表  
(訂正前/訂正後)

アクションプラン進捗管理表 (AP3 (1)(2):不適合管理プロセスの改善) (訂正前)	6 ページ	現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (有効性評価、次年度への取組み)	備考 (懸案事項他)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 8/20: 7/16~ 7/31 審議分</li> <li>&gt; 9/ 9: 8/ 1~ 8/15 審議分</li> <li>&gt; 9/20: 8/16~ 8/31 審議分</li> <li>&gt; 10/ 7: 9/ 1~ 9/15 審議分</li> <li>&gt; 10/21: 9/16~ 9/30 審議分</li> <li>&gt; 11/ 7: 10/ 1~10/15 審議分</li> <li>&gt; 11/20: 10/16~10/31 審議分</li> <li>&gt; 12/ 9: 11/ 1~11/15 審議分</li> <li>&gt; 12/20: 11/16~11/30 審議分</li> <li>&gt; 1/10: 12/ 1~12/15 審議分</li> <li>&gt; 1/20: 12/16~12/31 審議分</li> <li>&gt; 2/ 7: 1/ 1~ 1/15 審議分</li> <li>&gt; 2/20: 1/16~ 1/31 審議分</li> <li>&gt; 3/ 7: 2/ 1~ 2/15 審議分</li> <li>&gt; 3/20: 2/16~ 2/28 審議分</li> </ul> <p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 4/ 7: 3/ 1~ 3/15 審議分</li> <li>&gt; 4/21: 3/16~ 3/31 審議分</li> <li>&gt; 5/12: 4/ 1~ 4/15 審議分</li> <li>&gt; 5/13: H25年度 1/1~1/15 審議分 (1件追加)</li> <li>&gt; 5/20: 4/16~ 4/30 審議分</li> <li>&gt; 6/ 9: 5/ 1~ 5/15 審議分</li> <li>&gt; 6/20: 5/16~ 5/31 審議分</li> <li>&gt; 7/ 7: 6/ 1~ 6/15 審議分</li> <li>&gt; 7/22: 6/16~ 6/30 審議分</li> <li>&gt; 8/ 7: 7/ 1~ 7/15 審議分</li> <li>&gt; 8/20: 7/16~ 7/31 審議分</li> <li>&gt; 9/ 8: 8/ 1~ 8/15 審議分</li> <li>&gt; 9/22: 8/16~ 8/31 審議分</li> <li>&gt; 10/ 7: 9/ 1~ 9/15 審議分</li> <li>&gt; 10/20: 9/16~ 9/30 審議分</li> <li>&gt; 11/ 7: 10/ 1~10/15 審議分</li> <li>&gt; 11/20: 10/16~10/31 審議分</li> <li>&gt; 12/ 8: 11/ 1~11/15 審議分</li> <li>&gt; 12/22: 11/16~11/30 審議分</li> <li>&gt; 1/ 9: 12/ 1~12/15 審議分</li> <li>&gt; 1/20: 12/16~12/30 審議分</li> <li>&gt; 2/ 9: 1/ 1~ 1/15 審議分</li> <li>&gt; 2/20: 1/16~ 1/31 審議分</li> <li>&gt; 3/ 9: 2/ 1~ 2/15 審議分</li> <li>&gt; 3/20: 2/16~ 2/28 審議分</li> </ul>	<p>の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案をすべてホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成25年4月18日現在)</p> <p>(評価観点) &lt;平成25年度&gt; 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。 (評価結果) &lt;平成25年度&gt; 本APの取り組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成26年4月17日現在)</p> <p>(評価観点) &lt;平成26年度&gt; 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。 (評価結果) &lt;平成26年度&gt; 本APの取り組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成27年4月17日現在)</p>	<p>(平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合判定検討会で判定した件数は平成26年4月から平成27年3月末で <b>1498件</b>、不適合管理不要としたものが <b>1063件</b>あり、定期的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施していると評価した。</li> <li>・ホームページ公開については、2回/月としており、平成26年4月から平成27年2月末までに不適合となった事案について、100% (320件/320件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。</li> </ul> <p>(次年度の取組み)</p> <p>「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着した業務を確実に実施している。平成27年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。</p>		
アクションプラン進捗管理表 (AP3 (1)(2):不適合管理プロセスの改善) (訂正後)	6 ページ	現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価 (有効性評価、次年度への取組み)	備考 (懸案事項他)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 8/20: 7/16~ 7/31 審議分</li> <li>&gt; 9/ 9: 8/ 1~ 8/15 審議分</li> <li>&gt; 9/20: 8/16~ 8/31 審議分</li> <li>&gt; 10/ 7: 9/ 1~ 9/15 審議分</li> <li>&gt; 10/21: 9/16~ 9/30 審議分</li> <li>&gt; 11/ 7: 10/ 1~10/15 審議分</li> <li>&gt; 11/20: 10/16~10/31 審議分</li> <li>&gt; 12/ 9: 11/ 1~11/15 審議分</li> <li>&gt; 12/20: 11/16~11/30 審議分</li> <li>&gt; 1/10: 12/ 1~12/15 審議分</li> <li>&gt; 1/20: 12/16~12/31 審議分</li> <li>&gt; 2/ 7: 1/ 1~ 1/15 審議分</li> <li>&gt; 2/20: 1/16~ 1/31 審議分</li> <li>&gt; 3/ 7: 2/ 1~ 2/15 審議分</li> <li>&gt; 3/20: 2/16~ 2/28 審議分</li> </ul> <p>(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 4/ 7: 3/ 1~ 3/15 審議分</li> <li>&gt; 4/21: 3/16~ 3/31 審議分</li> <li>&gt; 5/12: 4/ 1~ 4/15 審議分</li> <li>&gt; 5/13: H25年度 1/1~1/15 審議分 (1件追加)</li> <li>&gt; 5/20: 4/16~ 4/30 審議分</li> <li>&gt; 6/ 9: 5/ 1~ 5/15 審議分</li> <li>&gt; 6/20: 5/16~ 5/31 審議分</li> <li>&gt; 7/ 7: 6/ 1~ 6/15 審議分</li> <li>&gt; 7/22: 6/16~ 6/30 審議分</li> <li>&gt; 8/ 7: 7/ 1~ 7/15 審議分</li> <li>&gt; 8/20: 7/16~ 7/31 審議分</li> <li>&gt; 9/ 8: 8/ 1~ 8/15 審議分</li> <li>&gt; 9/22: 8/16~ 8/31 審議分</li> <li>&gt; 10/ 7: 9/ 1~ 9/15 審議分</li> <li>&gt; 10/20: 9/16~ 9/30 審議分</li> <li>&gt; 11/ 7: 10/ 1~10/15 審議分</li> <li>&gt; 11/20: 10/16~10/31 審議分</li> <li>&gt; 12/ 8: 11/ 1~11/15 審議分</li> <li>&gt; 12/22: 11/16~11/30 審議分</li> <li>&gt; 1/ 9: 12/ 1~12/15 審議分</li> <li>&gt; 1/20: 12/16~12/30 審議分</li> <li>&gt; 2/ 9: 1/ 1~ 1/15 審議分</li> <li>&gt; 2/20: 1/16~ 1/31 審議分</li> <li>&gt; 3/ 9: 2/ 1~ 2/15 審議分</li> <li>&gt; 3/20: 2/16~ 2/28 審議分</li> </ul>	<p>の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案をすべてホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成25年4月18日現在)</p> <p>(評価観点) &lt;平成25年度&gt; 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。 (評価結果) &lt;平成25年度&gt; 本APの取り組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成26年4月17日現在)</p> <p>(評価観点) &lt;平成26年度&gt; 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。 (評価結果) &lt;平成26年度&gt; 本APの取り組みについて、不適合判定検討会はほぼ毎日開催され、事例に対する不適合管理グレードの議論の後グレード判定を行っており、検討会として機能していること、不適合となった事案をホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成27年4月17日現在)</p>	<p>(平成27年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合判定検討会で判定した件数は平成26年4月から平成27年3月末で <b>1499件</b>、不適合管理不要としたものが <b>1064件</b>あり、定期的に多くの不適合未済の情報が吸い上げられており、定着した業務を確実に実施していると評価した。</li> <li>・ホームページ公開については、2回/月としており、平成26年4月から平成27年2月末までに不適合となった事案について、100% (320件/320件) 公開しており、定着した業務を確実に実施していると評価した。</li> </ul> <p>(次年度の取組み)</p> <p>「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着した業務を確実に実施している。平成27年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。</p>		
訂正理由				・誤記訂正	